

7月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和5年7月18日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 【計5人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	【教育委員会】 竹平教育部長、小澤子ども未来部長、岡持CIO補佐官、垣見教育部次長、若林教育部次長、五味原教育政策課長、徳岡教育総務課長、乾教育施設課長、山田地域教育課長、牧野学校教育課長、大西教育DX推進課長、釋子ども政策課長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）市長専決処分の報告について</p> <p>（2）市立幼稚園の再編実施方針について 非公開</p> <p>2 議案</p> <p>議案第16号 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正について</p> <p>議案第17号 令和6年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項について 非公開</p> <p>議案第18号 奈良市立学校設置条例の一部改正について 非公開</p> <p>議案第19号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について</p> <p>3 協議事項</p> <p>（1）教育DXの推進について 非公開</p>	

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長報告 (1) 市長専決処分の報告については、了承した。 (2) 市立幼稚園の再編実施方針については、了承した。</p> <p>2 議案 議案第 16 号 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 3 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正については、可決した。 議案第 17 号 令和 6 年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項については、可決した。 議案第 18 号 奈良市立学校設置条例の一部改正については、可決した。 議案第 19 号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正については、可決した。</p> <p>3 協議事項 (1) 教育 DX の推進については、協議した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育政策課</p>
<p>議事の内容</p>	
<p>教育長</p>	<p>皆さんおはようございます。7月定例教育委員会を始めます。</p>
<p>教育部長</p>	<p>教育長。本日の協議事項「教育 DX の推進について」の補助員として、教育 DX 推進課課長補佐の三木、教育 ICT 推進係長の米田の 2 名を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>結構です。補助員の出席を許可しますので、入室してください。それでは始めます。まず事務局より資料の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料については、既にお配りしているとおりでございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立します。ただいまから 7 月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と梅田委員でお願いします。 次に会議録の確認を行います。6 月定例教育委員会の会議録の署名委員は畑中委員です。畑中委員、いかがでしょうか。</p>
<p>畑中委員</p>	<p>結構です。</p>

教 育 長	<p>ありがとうございます。それでは本日の案件に入ります。</p> <p>本日の案件は、教育長報告2件、議案4件、協議事項1件でございます。</p> <p>なお先月使用承認した後援名義は21件ございましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>本日の案件のうち、教育長報告（2）、議案第17号、議案第18号、協議事項（1）は、奈良市情報公開条例第7条第5号に規定される不開示情報が含まれているため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。教育長報告（2）、議案第17号、議案第18号、協議事項（1）は、奈良市情報公開条例第7条第5号の規定により非公開とすることに決定いたしました。</p> <p>それでは公開の案件から始めます。教育長報告（1）「市長専決処分の報告について」、教育施設課長より説明願います。</p>
教育施設課長	<p>資料1ページをご覧ください。内容は、令和5年3月21日午後6時30分頃市立富雄中学校において発生した、駐車スペースの溝蓋の跳ね上がりにより相手方の普通自動車が脱輪し車体側面などが損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、7月4日をもって市長専決処分を受けたことを本日ご報告させていただくものです。</p> <p>なお、損害賠償の額は92万8319円でございます。</p>
教 育 長	<p>この案件について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>意見がないようですので、教育長報告（1）「市長専決処分の報告について」は了承いたします。</p> <p>次に、議案第16号「奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正について」、教育総務課長より説明願います。</p>
教育総務課長	<p>この度、生活保護法の改正により医療扶助におけるオンライン資格確認が可能になりました。本市においても、令和5年度中を目途に運用を開始します。</p> <p>このうち、外国人に対して行う生活保護法に基づく保護に準じた措置について、外国人のマイナンバーの独自利用及び特定個人情報の連携を行うための規定について、6月議会において関連条例を改正したところです。本案は、この条例に基づく規則について所要の改正を行うものです。</p>

資料 2 ページの新旧対照表のとおり、教育総務課が所管する奈良市特別支援教育就学奨励費及び奈良市児童生徒就学援助費の支給事務において、外国人生活保護関係情報に係る特定個人情報の提供を受けて審査事務を行うため、規則で定める情報に外国人生活保護実施関係情報を加えるものでございます。

教 育 長 ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

柳 澤 委 員 内容は伺ったとおりで結構ですが、実際の対象者である外国人にはどのように周知するのでしょうか。市の広報誌やホームページに掲載するのでしょうか。それとも、対象者もあくまで一般市民の一部という考えで、特段の周知は行わないのでしょうか。

教育総務課長 条例規則の改正にあたるので、告示をもって広報とする取扱いです。

柳 澤 委 員 市民にとって分かりやすい周知方法は特に設けないということでしょうか。

教育総務課長 生活保護受給の際に周知していただけるかと思いますが、今回の件に関して特別な広報をすることは想定しておりません。

教 育 長 他にございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、議案第 16 号「奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 3 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 19 号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、地域教育課長より説明願います。

地域教育課長 資料の 1 ページをご覧ください。例規制定改廃調書の「3. 制定改廃の理由」のとおり今回の改正は、奈良市バンビーホーム入所承認等の手続における申請書類の簡素化及び事務の効率化のため、各種様式を改めようとするものです。

「4. 制定改廃の概要」をご覧ください。まず 1 つ目ですが、「奈良市

バンビーホーム入所転所承認申請書（第1号様式）」及び「奈良市バンビーホーム延長保育利用申請書（第2号様式）」を改めます。2つ目は、「奈良市バンビーホーム延長保育利用中止届（第6号様式）」を、「奈良市バンビーホーム利用申込内容変更及び延長保育利用中止届（第6号様式）」に改め、「奈良市バンビーホーム入所（転所）承認申請書等記載事項変更届（第7号様式）」を削除します。その他様式の第3号様式、第3号様式の2、第4号様式、第5号様式についても、所要の改正を行います。

詳細は新旧対照表と改正文のとおりですが、例を挙げると、入所（転所）承認申請書に、延長保育希望の欄を新たに設けました。この改正により、従来は入所時点で延長保育を希望される方には第1号様式と第2号様式を提出していただいていたところ、第1号様式のみで済むようになります。第2号様式の延長保育利用申請書については、入所後に追加で延長保育の希望を受け付ける場合に必要となるので削除はしませんが、第1号様式の改正を受け様式を改めております。

今回の改正は全て手続の簡素化と事務の効率化を目指した様式の変更であり、内容や項目の追加、削除は行っておりません。

教 育 長

この件についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

柳 澤 委 員

入所（転所）承認申請書の添付書類について、現行規則では第4条の第1項第2号に「教育委員会が特に必要ないと認める場合を除く」という規定がありますが、改正案の方では第4条第4項中の但し書きになっています。

現行では、教育委員会が必要かを判断する添付書類は通所経路図のみを指すかと思うのですが、改正案だと、就労証明書等を含めた（1）

（2）（3）全ての添付書類を指す解釈になりませんか。

若林教育部次長

私からお答えさせていただきます。

ご質問いただきました第4条では、入所又は転所の承認を受けようとする場合に必要な書類を、第4項の（1）（2）（3）に例示しております。どの場合にどの書類が必要かというのは、教育委員会の方でその必要性を考えて提出を求めることとなりますが、例えば、入所の場合は（1）の就労証明書と（2）の通所経路図を必要とすることにしていきます。転所の申請をする場合、就労の条件は関係ないため、その際は就労証明書を省略して通所経路図のみを添付していただこうと考えております。あるいは追加で延長保育の申請をする場合は、通所経路は関係ないため、就労証明書のみを添付していただくということです。

このように様々な場合があり、状況に応じた判断が必要となるため、教育委員会が特に必要ないと認める書類については省かせていただきたいという考え方でございます。

柳澤委員 入所、転所等の状況に合わせて、都度判断するという事なのですね。分かりました。

教育長 他にございませんでしょうか。
それでは他に意見がないようですので、議案第19号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、採決いたします。
本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案どおり可決することと決定いたしました。
これで非公開を除く、本日の全ての案件は終了いたしました。

非公開案件

この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。

子ども政策課長 教育長報告(2)「市立幼稚園の再編実施方針について」、子ども政策課長から概要説明。

本案については、了承した。

学校教育課長 議案第17号「令和6年度奈良市立一条高等学校附属中学校入学者選抜実施要項について」、学校教育課長から概要説明。

<異議なし>

本案については、原案どおり可決した。

子ども政策課長 議案第18号「奈良市立学校設置条例の一部改正について」、子ども政策課長から概要説明。

<異議なし>

本案については、原案どおり可決した。

教育DX推進課長 協議事項「教育DXの推進について」、教育DX推進課長から概要説明。

本案については、意見交換、協議した。

教 育 長 これでは本日のすべての教育委員会の案件は終了しましたが、何か連絡事項はございませんでしょうか。

次回の定例教育委員会は8月22日(火)でございます。それではこれもちまして、本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。